

「指定訪問介護」「介護予防・日常生活支援総合事業指定第一号事業」

重要事項説明書

# 指定訪問介護・介護予防・日常生活支援総合事業指定第一号事業

## 重要事項説明書

令和8年 4月 1日

### 1 事業者

- |           |                            |
|-----------|----------------------------|
| (1) 法人名   | 社会福祉法人 青森県すこやか福祉事業団        |
| (2) 法人所在地 | 〒030-0822 青森県青森市中央三丁目20-30 |
| (3) 電話番号  | 017-777-8118               |
| (4) 代表者氏名 | 理事長 須藤 和彦                  |
| (5) 設立年月日 | 昭和52年12月5日                 |

### 2 事業所の概要

- |               |   |
|---------------|---|
| (1) 事業所の種類    | 指定訪問介護事業所・<br>日常生活支援総合事業指定第一号事業所<br>平成18年4月1日指定<br>介護保険事業所番号0270102452号   |
| (2) 事業所の名称    | ヘルパーステーションあんじょう   |
| (3) 事業所の所在地   | 〒030-0947 青森県青森市大字浜館字間瀬85-1   |
| (4) 電話番号      | 017-765-0381  |
| (5) 管理者氏名     | 柴田 君仁   |
| (6) 当事業所の運営方針 | ①利用者の要介護状態又は要支援状態等の軽減、悪化の防止、<br>予防に資するよう目標を設定し計画的に行います。<br>②従事者自らが提供する訪問介護サービス又は介護予防・日<br>常生活支援総合事業指定第一号事業サービス（以下「訪問<br>介護サービス」という）の質の評価を行い、改善を図りま<br>す。<br>③訪問介護計画及び総合事業訪問介護計画（以下「訪問介護<br>計画」という。）に基づき、利用者が日常生活を営むために<br>必要な援助を行います。<br>④提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者<br>又はその家族に対し訪問介護サービスの提供方法等につい<br>て理解しやすいように説明を行います。<br>⑤介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもって訪問介<br>護サービスの提供を行います。 |

⑥常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し適切な相談及び助言を行います。

(7) 開設年月日 平成18年4月1日

### 3 事業実施地域及び営業時間

(1) 通常事業の実施地域 青森市  
(青森市以外にお住まいの方でもご希望の方はご相談ください)

(2) 営業日及び営業時間

営業日	年中無休
受付時間	月～金 8:30～17:30 ※電話等により24時間常時連絡可能
サービス提供時間	月～日 24時間

### 4 職員の体制

当事業所では、ご利用者に対して訪問介護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

〈主な職員の配置状況〉

※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

- (1) 管理者 1名 (他事業所管理者と兼務)
- (2) サービス提供責任者 1名 (介護福祉士1名)
- (3) 常勤訪問介護員 1名 (介護福祉士1名)
- (4) 非常勤訪問介護員 4名 (介護福祉士3名、実務者研修修了1名)

### 5 当事業所が提供する訪問介護サービスと料金

(1) 訪問介護サービスの概要

- 身体介護  
入浴・排泄・食事等の介護を行います。
- 生活援助  
調理・洗濯・掃除・買物等日常生活上のお世話をします。
- 相談  
生活上の助言・情報提供を行います。

※ ご利用者に対する具体的な訪問介護サービスの実施内容、実施日及び実施回数は、居宅サービス計画及び介護予防サービス・支援計画 (以下、「ケアプラン」という。) に基づき、ご利用者の意向や心身の状況等の把握を行い、目標を達成するための具体的なサービス内容を定めた訪問介護計画を作成します。

① 身体介護

- ア 入浴介助（入浴が困難な方は清拭・衣類着脱・衣類交換・浴槽への誘導・洗身・洗髪・後片付け）
- イ 排泄介助（おむつ交換・陰部臀部の洗浄・便器使用介助・トイレ誘導・ポータブルトイレへの誘導・移動介助）
- ウ 食事介助（配膳・摂食介助・後片付け・服薬介助）
- エ 体位交換（褥瘡予防のための介助）
- オ 移動、起居の介助（歩行の見守りや車椅子での移動、ベッドからの起居、移乗・起床、就床介助）
- カ 衣類の着脱、洗面、洗髪等の介助
- キ その他必要な身体介護

② 生活援助

- ア 調理
- イ 洗濯（衣類や寝具の洗濯・補修・アイロンがけ）
- ウ 掃除（居室・トイレ・台所・浴室・玄関等）
- エ 生活必需品の買物（食料品・生活用品の買出し）
- オ その他（薬の受け取り・各機関への書類の提出・手続き）

③ 相談

生活・介護・身の上に関する相談助言

(2) 訪問介護員の禁止行為

- ① 医療行為
- ② 金品や権利書などのお預かり
- ③ 公共料金のお支払いや、その他金銭関係の処理
- ④ 利用者もしくはご家族などからの金銭又は物品、飲食の授受
- ⑤ ご利用者の家族に対する訪問介護サービス提供
- ⑥ 飲酒、喫煙及び飲食（移動介護などにおいてご利用者の同意を得てご利用者と一緒に飲食を行う場合は除きます）
- ⑦ 身体拘束、その他ご利用者の行動を制限する行為（ご利用者又は第三者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除きます）
- ⑧ ご利用者もしくはご家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動及びその他迷惑行為

(3) 訪問介護サービス利用料金

介護保険からの給付サービスを利用する場合は、介護報酬の告示上の額とし、そのサービスが法定代理受領サービスである時は、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いとなります。ただし、介護保険の給付の範囲を超えたサービス利用は全額負担となります。

① 基本報酬  
(訪問介護)

サービス提供区分		提供時間帯	介護報酬額	ご利用者負担額		
				1割	2割	3割
身体介護	20分以上 30分未満 (身体1)	昼間(8:00~18:00)	2,440円	244円	488円	732円
		早朝・夜間(※)	3,050円	305円	610円	915円
		深夜(22:00~6:00)	3,660円	366円	732円	1,098円
	30分以上 1時間未満 (身体2)	昼間(8:00~18:00)	3,870円	387円	774円	1,161円
		早朝・夜間(※)	4,840円	484円	968円	1,452円
		深夜(22:00~6:00)	5,810円	581円	1,162円	1,743円
	1時間以上 1時間30分 未満 (身体3)	昼間(8:00~18:00)	5,670円	567円	1,134円	1,701円
		早朝・夜間(※)	7,090円	709円	1,418円	2,127円
		深夜(22:00~6:00)	8,510円	851円	1,702円	2,553円
	1時間30分 以上 30分増すご とに追加	昼間(8:00~18:00)	820円	82円	164円	246円
		早朝・夜間(※)	1,030円	103円	206円	309円
		深夜(22:00~6:00)	1,230円	123円	246円	369円
生活援助	20分以上 45分未満 (生活2)	昼間(8:00~18:00)	1,790円	179円	358円	537円
		早朝・夜間(※)	2,240円	224円	446円	672円
		深夜(22:00~6:00)	2,690円	269円	538円	807円
	45分以上 (生活3)	昼間(8:00~18:00)	2,200円	220円	440円	660円
		早朝・夜間(※)	2,750円	275円	550円	825円
		深夜(22:00~6:00)	3,300円	330円	660円	990円

※ 早朝・・・6:00~8:00、 夜間・・・18:00~22:00

(介護予防・日常生活支援総合事業)

区分	対象	週の利用回数	介護報酬額	ご利用者負担額		
				1割	2割	3割
訪問型サービス 11	事業対象者 要支援1・2	1回程度	11,760円	1,176円	2,352円	3,528円
訪問型サービス 12	事業対象者 要支援1・2	2回程度	23,490円	2,349円	4,698円	7,047円
訪問型サービス 13	要支援2	2回を超える 程度	37,270円	3,727円	7,454円	11,181円

※ 訪問介護サービス提供時間数は、実際に訪問介護サービス提供に要した時間ではなく、ケアプランに位置付けされた時間数（計画時間数）によるものとします。

※ なお、計画時間数と訪問介護サービス提供時間数が大幅に異なる場合は、ご利用者の同意を得て、ケアプランの変更の援助を行うとともに訪問介護計画の見直しを行いません。

※ ご利用者の心身の状況等により、1人の訪問介護員による訪問介護サービス提供が困難であると認められた場合で、ご利用者の同意を得て2人の訪問介護員による訪問介護サービス提供を行ったときは、2人分の料金となります。

※ 平常の時間帯（8：00～18：00）以外の時間帯で訪問介護サービスを行う場合には、次の割合で利用料金に割増料金が加算されます。割増料金は、介護保険の支給限度額の範囲内であれば、介護保険給付の対象となります。

- ・ 夜間（18：00～22：00）：25%
- ・ 早朝（6：00～8：00）：25%
- ・ 深夜（22：00～6：00）：50%

②加算等

加算名称	介護報酬額	ご利用者負担額		算定回数等
初回加算	2,000円	1割	200円	初回のみ
		2割	400円	
		3割	600円	
特定事業所加算Ⅱ	所定単位数の10%を加算			1回あたり
介護職員等処遇改善加算Ⅰ	所定単位数の24.5%を加算			1月あたり
特別地域訪問介護加算	所定単位数の15%を加算			1回につき

※ 初回加算

・ 新規に訪問介護計画を作成したご利用者に対し、サービス提供責任者が自ら訪問介護を行う、又は他の訪問介護員に同行訪問をした場合。

・ 2ヶ月間利用が無く再び訪問介護を受けた場合。

※ 特定事業所加算・・・サービスの質の高い事業所を積極的に評価する観点から、人材

の確保や訪問介護員等への研修や技術指導、訪問介護サービス提供時の留意事項についての文書等による確実な指示、重度要介護者への対応などを行っている事業所に認められる加算です。

※ 介護職員等特定処遇改善加算は、介護職員等の処遇を改善するために賃金改善や資質の向上等の取組みを行う事業所に認められる加算です。

※ 特別地域訪問介護加算・・・国が定めた地域で訪問介護サービスを提供する場合に加算します。

※ 要介護の方で同一建物内で提供を行った際は、①10%、②15%の減算となります。  
(20人以上)

①事業所と同一敷地内又は隣接する敷地内に所在する建物に居住する者。

②上記建物のうち、当該建物に居住する利用者の人数が1月あたり50人以上の場合。

※要支援の方で同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合は所定単位の10%減算となります。

#### ③交通費

通常の実業実施地域（青森市内）以外の地区にお住まいの方で、当事業所の訪問介護サービスを利用される場合は、訪問介護サービスの提供に際し、要した交通費の実費をいただきます。自動車を使用した場合は

事業の実施地域を越えた地点から片道20kmまでは 1,000円

事業の実施地域を越えた地点から片道20km以上 2,000円

(自動車使用で実施地域を越え、駐車スペースが無く、有料駐車場を使用した場合の駐車料金は、ご利用者のご負担となります。)

#### ④ 利用の中止・変更・追加

- ・利用予定日の前に、ご利用者の都合により、訪問介護サービスの利用を中止又は変更、もしくは新たな訪問介護サービスの利用を追加することができます。この場合には訪問介護サービスの実施日の前日までに事業者申し出てください。
- ・利用予定日の前日までに申し出がなく、当日になって利用の中止の申し出をされた場合、取消料として下記の料金をお支払いいただく場合があります。但しご利用者の体調不良等、正当な事由がある場合はこの限りではありません。

利用予定日の前日までに申し出があった場合	無料
利用予定日の前日までに申し出がなかった場合	自己負担額相当

#### ④ その他

- ・ご利用者の住まいで、訪問介護サービスを提供するために使用する水道、ガス、電気等の費用は、ご利用者のご負担になります。

#### ⑥ 料金のお支払い方法

- ・お支払は口座振替または、指定口座へのお振込でお願いします。
- ・利用料は毎月末日締めで当該月分は翌月にご請求いたしますので、引落日（翌月末日）

に残金不足等がないようお願いいたします。

- ・ 引落日が土、日、祝日の場合は翌営業日となります。

## 6 訪問介護サービスの利用方法

### (1) 訪問介護サービスの利用開始

まずは、お電話でお申し込みください。当事業所の職員がお伺いし、訪問介護計画作成と同時に契約を結び、訪問介護サービスの提供を開始します。

※ ケアプランの作成を依頼している場合は、事前に介護支援専門員とご相談ください。

### (2) 訪問介護サービスの提供に当たって

- ①訪問介護サービスの提供に先立って、介護保険被保険者証に記載された内容を確認させていただきます。住所などに変更があった場合は速やかに当事業所にお知らせください。
- ②要介護認定を受けていない場合は、ご利用者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行います。また、必要と認められる時は、要介護認定の更新の申請が遅くともご利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する30日前にはなされるよう必要な援助を行います。
- ③ご利用者に係わる居宅介護支援事業者が作成するケアプランに基づき、ご利用者及び家族の意向を踏まえて、指定訪問介護等の目標、当該目標を達成するための具体的な訪問介護サービスの内容を記載した「訪問介護計画」を作成します。なお、作成した訪問介護計画は、ご利用者又は家族にその内容の説明を行い同意を得た上で交付いたしますのでご確認いただくようお願いいたします。

### (3) 訪問介護サービスの終了

- ①ご利用者のご都合で訪問介護サービスを終了する場合  
訪問介護サービスの終了を希望する日の1週間前までにお申し出ください。
- ②当事業所の都合で訪問介護サービスを終了する場合  
人員不足等やむを得ない事情により、訪問介護サービスの提供を終了させていただく場合がございますが、その場合は、終了1ヶ月前までに文書で通知します。
- ③自動終了  
以下の場合、双方の通知がなくても、自動的に訪問介護サービスを終了いたします。
  - ・ご利用者が介護保険施設に入所した場合
  - ・介護保険給付で訪問介護サービスを受けていたご利用者の要介護認定区分が非該当（自立）と認定された場合
  - ・ご利用者が亡くなられた場合
- ④ その他
  - ・当事業所が正当な理由なく訪問介護サービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合、ご利用者や家族に対して社会通念を逸脱する行為を行った場合、又は当法人が破産した場合は文書で解約を通知することによって即座に訪問介護サービスを終了することができます。

- ・ご利用者が訪問介護サービス料金のお支払いを3ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず、14日以内に支払わない場合、又はご利用者や家族などが当事業所や当事業所の従事者に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、文書で通知することにより、即座に訪問介護サービスを終了させていただく場合がございます。

## 7 緊急時の対応方法

訪問介護サービスの提供中に容体の変化があった場合は、事前の打ち合わせにより、主治医、救急隊、家族、介護支援専門員へ連絡をいたします。

主治医	主治医氏名	
	連絡先	
ご家族	氏名	
	連絡先	

## 8 訪問介護サービス内容に関する苦情

当事業所のご利用に当たっての苦情や不満などにつきましては、下記までご連絡ください。

### (1) 事業所内苦情受付

担当者 近藤 千聖  
 電話 017-765-0381  
 受付時間 8:30～17:30  
 受付日 年中

### (2) その他苦情受付機関

青森市役所福祉部介護保険課 017-734-5257  
 青森県国民健康保険団体連合会（苦情処理委員会） 017-718-4976

## 9 事故発生時の対応

訪問介護サービス提供中に事故が発生した場合は、ご利用者に対し応急処置、医療機関への搬送等の措置を講じ、速やかにご利用者がお住まいの市町村、家族、居宅介護支援事業者等に連絡を行います。また、事故の状況及び事故に際して採った処置について記録するとともに、その原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じます。

なお、当事業所の訪問介護サービスにより、ご利用者に対して賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償いたします。（当事業所は、あいおい損害保険会社と損害賠償保険契約を結んでおります）

## 10 秘密保持と個人情報の保護について

ご利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び、厚生労働省が策定した「医療、介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイダンス」を遵守し、適切な取り扱いに努めます。また、当事業所が得たご利用者又はその家族の個人情報については、当事業所での訪問介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じてご利用者又はその代理人の了解を得るものとします。

## 1 1 虐待防止について

事業所は、ご利用者の人権の擁護、虐待等の発生又はその再発を防止するため次の措置を講じています。また、当事業所は、訪問介護サービス提供中に当該事業所従事者又は養護者（ご利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われるご利用者を発見した場合は速やかにこれを市町村に通報を行います。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことできるものとする。）を定期的（年1回以上）に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る
- (2) 虐待防止のための指針の整備
- (3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置  
虐待防止等に関する責任者：ヘルパーステーションあんじょう管理者

## 1 2 身体的拘束等について

事業者は、原則として利用者に対して身体的拘束等を行いません。ただし、自傷他害等のおそれがある場合など、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられ、以下の(1)~(3)の要件をすべて満たすときは、利用者に対して説明し同意を得た上で、必要最小限の範囲内で身体的拘束等を行うことがあります。その場合は、態様及び時間、利用者の心身の状況、緊急やむを得ない理由、経過観察並びに検討内容についての記録し、2年間保存します。

また事業者として、身体的拘束等をなくしていくための取り組みを積極的に行います。

- (1) 切迫性……直ちに身体的拘束等を行わなければ、利用者本人または他人の生命・身体に危険が及ぶことが考えられる場合。
- (2) 非代替性……身体的拘束等以外に、代替する介護方法がない場合。
- (3) 一時性……利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことがなくなれば、直ちに身体的拘束等を解く場合。

## 1 3 感染症等への対策

事業所は、感染症等の発生およびまん延等に関する取組を徹底するため、以下の取

組を行います。

- (1) 感染症の対策委員会をおおむね6ヶ月に1回以上開催するよう努めます
- (2) 感染症および食中毒の予防およびまん延等を防止するための研修を実施します。
- (3) 感染症等の発生およびまん延等に関する訓練（シミュレーション）の実施に努めます。
- (4) 感染症等への対策指針を整備します。

#### **1 4 ハラスメントへの対策**

事業所は、適切な訪問介護サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより訪問介護員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じます。

#### **1 5 業務継続に向けた取組**

事業所は感染症や災害が発生した場合であっても、必要な訪問介護サービスが継続的に提供できる体制を構築するため、以下の取組を行います。

- (1) 感染症や災害が発生した場合であっても、必要な訪問介護サービスが継続的に提供できる体制についての研修を実施します。
- (2) 感染症や災害が発生した場合の訓練（シミュレーション）の実施に努めます。
- (3) 感染症や災害が発生した場合の業務継続に向けた計画等の策定、見直しに努めます。

#### **1 6 その他**

事業者は指定訪問介護等の提供に関する諸記録を整備し、その完結の日から2年間保存するものとします。また、事業者は請求及び受領に係る記録を整備し、その完結の日から5年間保存するものとします。

令和 年 月 日

指定訪問介護・介護予防・日常生活支援総合事業指定第一号事業の提供に開始にあたり、利用者に対して本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

〈事業者所在地〉	青森県青森市大字浜館字間瀬 8 5 - 1
名 称	ヘルパーステーションあんじょう
説明者職名	サービス提供責任者
説明者氏名	近藤 千聖 印

私は、本書面により、事業者から指定訪問介護・介護予防・日常生活支援総合事業指定第一号事業に付いての重要事項の説明を受け、サービス提供開始に同意します。

〈利用者〉住所

氏名 印

〈代理人〉住所

氏名 印

(続柄: )

